

国立大学法人筑波大学における教育研究費の運営及び管理体制に関する要項第6条による職名の公開

区分及び職務内容	責任者の職位
最高管理責任者 学内を統括し、教育研究費の運営及び管理について最終責任を負う者 ・不正防止対策の基本方針を策定し、職員に周知	学 長
統括管理責任者【教育研究費の管理】 統括管理責任者【研究に係る運営】 統括管理責任者【教育に係る運営】 最高管理責任者を補佐し、教育研究費の運営及び管理について学内全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者 ・不正防止対策の基本方針に基づき、大学全体の具体的な対策を策定し、部局責任者に対策の実施を行わせ、その実施状況を確認	財務を担当する副学長 研究を担当する副学長 教育を担当する副学長
部局責任者 所属する部局における教育研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ者 ・所属する部局における不正防止対策の基本方針に基づく対策を実施し、実施状況を統括管理責任者に報告 ・不正防止を図るため、部局内の職員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理 ・部局において、職員が適切に教育研究費等の運営及び管理をおこなっているかモニタリングし、必要に応じ改善を指導	人文社会系長 ビジネスサイエンス系長 数理物質系長 システム情報系長 生命環境系長 人間系長 体育系長 芸術系長 医学医療系長 図書館情報メディア系長 生存ダイナミクス研究センター長 計算科学研究センター長 附属学校教育局教育長 附属病院長 教育担当副学長 研究担当副学長 総務人事担当副学長
部局副責任者 部局責任者の指示により、部局において日常的に実効的な管理監督を行う者	部局副責任者一覧表のとおり